

玉城町教育委員会告示第7号

玉城町英語検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍する児童又は生徒で町内に住所を有する者及び玉城町立の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒（以下単に「児童生徒」という。）の英語力及び学習意欲の向上を図るため、児童生徒及びその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護するものをいう。以下同じ。）に対して、公益財団法人日本英語検定協会（以下「協会」という。）が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受験に要する費用として補助金を交付することに関し、玉城町補助金等交付規則（昭和43年玉城町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、英検を受験した児童生徒の保護者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、英検の検定料の額とする。ただし、同一の試験日に同一の会場で実施される隣接する2つの英検の級をそれぞれ受験する場合にあつては、それらの検定料のうちいずれか高い額とする。

2 一の年度における補助金の交付は、児童生徒1人につき1回を限度とする。

3 過去に受験して合格したことがある英検の級については、規則第4条の規定による補助金の交付の申請をすることができない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、玉城町英語検定料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 英検の検定料を支払ったことを証する書類又は英検の受験票の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、玉城町英語検定料補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条に規定する補助金の交付を決定した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。